

豊島区地域包括支援センター 運営協議会資料	報告 資料1
令和6年7月30日	

# 令和6年度 介護保険関係法令改正について (地域包括支援センター運営協議会関連事項)

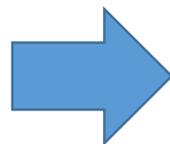
福祉部 高齢者福祉課

# (1) 介護予防支援の指定対象の拡大

**改正前**

介護予防支援事業所として区の指定を受けられる者

- ・ 地域包括支援センターの設置者



**改正後(令和6年4月～)**

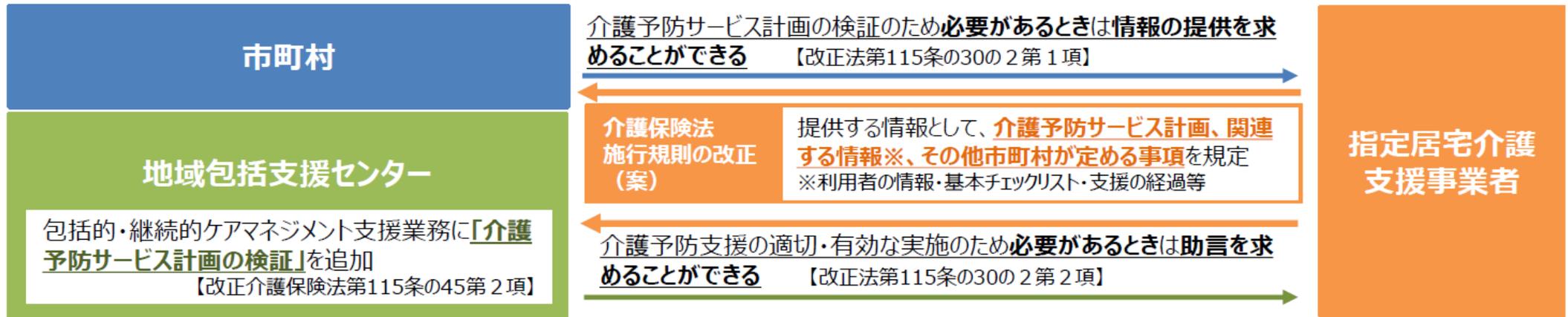
介護予防支援事業所として区の指定を受けられる者

- ・ 地域包括支援センターの設置者
- ・ 指定居宅介護支援事業者

## 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等

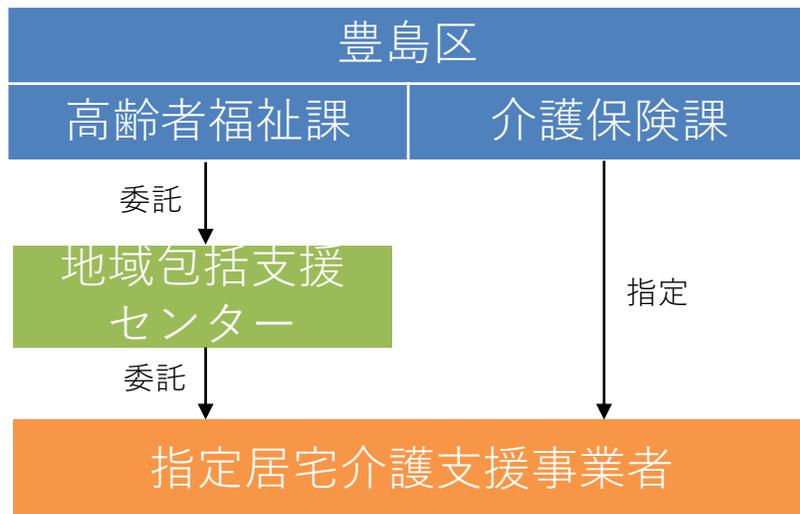


## 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



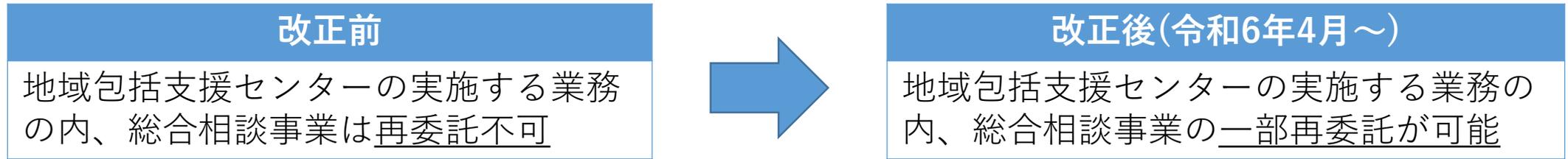
### 【地域包括支援センター運営協議会への影響】

豊島区では、指定については介護保険事業計画推進会議にて付議するため、地域包括支援センター運営協議会への直接の影響はございません。



手法	付議先(意見等を聞く機会)
指定	介護保険事業計画推進会議
委託	地域包括支援センター運営協議会

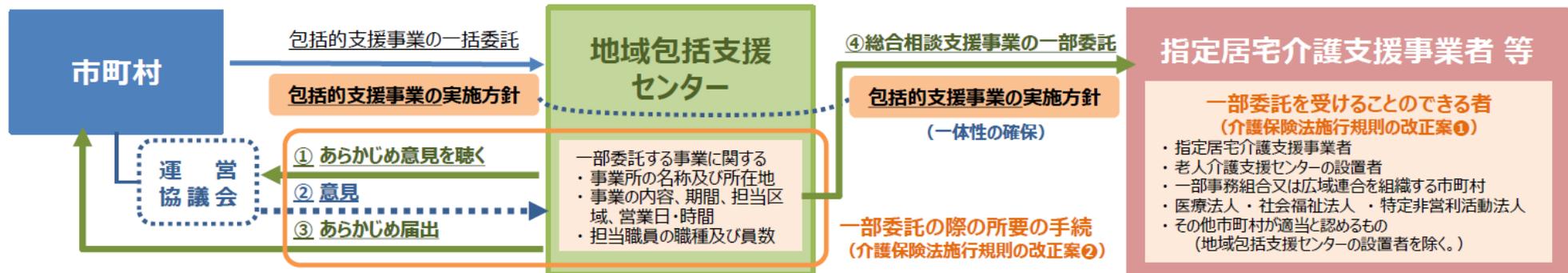
## (2) 総合相談事業の一部委託について



### 介護保険法 施行規則の改正

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

### パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



### 【地域包括支援センター運営協議会の関与】

一部委託については、運営協議会の意見をあらかじめ聴いたうえで実施することとされていますので、今後具体的に委託を実施する際に議案として提出します。

### (3)地域包括支援センター職員の常勤換算法の導入について

#### 改正前

地域包括支援センターに置くべき三職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等)の内、各1名は常勤職員に限る。

#### 改正後(令和6年7月～)

地域包括支援センターに置くべき三職種は常勤職員の同等の勤務時間数となるように非常勤職員を配置することも可能。

(例)常勤職員の勤務時間が40時間の場合

  
(常勤)  
週40時間勤務  
= 40時間/40時間  
= 1人

  
(非常勤)  
週20時間勤務  
= 20時間/40時間  
= 0.5人

  
(非常勤)  
週20時間勤務  
= 20時間/40時間  
= 0.5人  
  
0.5人+0.5人=1人  
非常勤2名配置も可能

#### 【地域包括支援センター運営協議会の関与】

常勤換算法の適用は運営協議会が必要であると認めるときに限られるため、今後、具体的に適用する際に議案として提出します。

# (4)地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

## 改正前

地域包括支援センターの職員について、各圏域ごとに三職種を均等におく必要がある。

## 改正後(令和6年7月～)

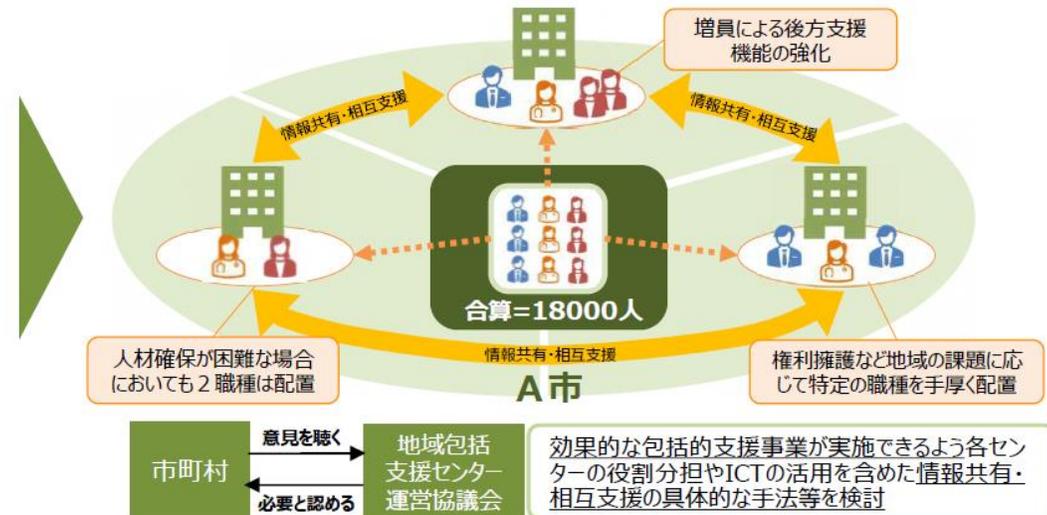
地域包括支援センターの職員について、圏域を合算して規定数以上の職員を配置する体制も可能。

(例)



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

令和5年12月22日 社会保障審議会介護保険部会(第110回)資料より



## 【地域包括支援センター運営協議会の関与】

本条項の適用はセンターの効果的な運営に資すると認めるときに限られるため、今後、具体的に適用する際に議案として提出します。